

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成23年
1月18日
(火曜日)

目次

告示

- 道路の区域の変更(道路整備課).....
- 道路の供用の開始(道路整備課).....
- 小郡都市計画道路事業の認可(都市計画課).....
- 小郡都市計画道路事業の認可(都市計画課).....
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....
- 道路の位置の指定(建築指導課).....
- 公告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....



山口県告示第二十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十三年一月十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十八日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
路線名 山口鹿野線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山口市仁保中郷字惣水九四七地先から 同市仁保中郷 同字九六一地先まで	最狭 一一・八・三	最狭 一四七・二〇	(メートル)	二四八・六	道路改良工事の 完了による。

道路の種類 県道
路線名 迫田篠目停車場線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
萩市川上字台ノ上八三二八の二地先 から 同市川上字月ノ木八三七七の二地先 まで	最狭 二一・九	最狭 一七・四・五	(メートル)	二七八・六	道路改良工事の 完了による。

山口県告示第二十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年一月十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十八日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
山口鹿野線	山口市仁保中郷字惣水九四七地先から 同市仁保中郷 同字九六一地先まで	平成二十三年一月 十九日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
山口県 迫田篠目停車場線	萩市川上字台ノ上八三二八の二地先から同市川上字月ノ木八三七七の二地先まで	平成二十三年一月十九日

山口県告示第二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、小郡都市計画道路事業を次のとおり認可した。

平成二十三年一月十八日

山口県知事 二井 関成

一 施行者の名称

山口市

二 都市計画事業の種類及び名称

小郡都市計画道路事業三・三・二新駅前田線

小郡都市計画道路事業三・五・九中領新山口駅線

小郡都市計画道路事業八・七・一南北駅広線

三 事業施行期間

平成二十三年一月十八日から平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

山口市小郡御幸町及び小郡下郷

山口県告示第二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、小郡都市計画道路事業を次のとおり認可した。

平成二十三年一月十八日

山口県知事 二井 関成

一 施行者の名称

山口市

二 都市計画事業の種類及び名称

小郡都市計画道路事業一新山口駅南北自由通路

- 三 事業施行期間
平成二十三年一月十八日から平成二十九年三月三十一日まで
- 四 事業地
山口市小郡下郷

山口県告示第二十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三十一条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十三年一月十八日

山口県知事 二井 関成

- 一 区域の名称
荒神地区
- 二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	字名	地番	標柱番号
長門市	仙崎	白濁	六八の一	一号
"	"	"	六八の一	二号
"	"	"	九八〇の一	三号
"	"	権現堂	七八〇	四号
"	"	荒神	七八二の一	五号
"	"	"	七八の一	六号
"	"	白濁	七八八の一	七号
"	"	荒神	七八八の二地先	八号
"	"	白濁	六八の一	

山口県告示第二十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第一百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十三年一月十八日

山口県知事 二井 関 成

山陽小野田市日の出四丁目二二一の一の 三四二三四の四及び二二三四の四 地先	幅 (メートル)員 六・〇	延 (メートル)長 八・二	道路の敷地とな る土地の面積 (平方メートル) 五三・五六
---	---------------------	---------------------	--



(一〇) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十三年二月二十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年一月十八日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十二年十二月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 湯田温泉駅賑甦会

代 表 者 の 氏 名 岩本 秀之

主たる事務所の所在地 山口市富田原町五番一〇号

三 定款に記載された目的

山口市民、県民、観光客に対し、産官学のさらなる緊密な連携のもと、湯田温泉の魅力をPRし、振興・活用に關する事業を行い、まちの活性化、安全で快適なまちづくりを図り、新たな文化伝統の創造や経済活動の活性化支援など、未来につながる個性豊かで魅力あふれるまちづくりに寄与し、再び以前の賑いを取り戻し、甦らせること。

平成二十三年一月十八日印刷

発行人所

山口県知事庁